

大分大学医学部附属病院遺伝子診療室細則

平成26年1月29日制定

平成26年医学部附属病院細則第1-2号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第10条第6項の規定により、遺伝性・先天性疾患患者及びその家族に対して遺伝カウンセリングによる疾患の受容、意思決定を支援し、遺伝学的検査を通じて正確な診断を行うとともに、遺伝性・先天性疾患患者の健康管理を継続的に行い、薬物関連遺伝子多型検査を通じて、最適な薬物療法の遂行を支援することを目的として設置する大分大学医学部附属病院遺伝子診療室（以下「遺伝子診療室」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 遺伝子診療室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 遺伝性疾患患者の受入れに関すること。
- (2) 遺伝性疾患患者の診療に関すること。
- (3) 薬物関連遺伝子多型検査に基づく薬物療法の支援に関すること。
- (4) 遺伝医療の教育及び研究に関すること。
- (5) 関係診療科等との連絡調整に関すること。
- (6) その他遺伝医療に関すること。

(室長)

第3条 遺伝子診療室長（以下「室長」という。）は、病院長の命を受け、遺伝子診療室の業務を総括し、職員を指揮監督する。

(副室長)

第4条 遺伝子診療室副室長（以下「副室長」という。）は、遺伝子診療室の業務に関し室長を補佐する。

(運営会議)

第5条 遺伝子診療室の運営に関する事項を審議するため、遺伝子診療室運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 産科婦人科の医師 1人
- (4) 小児科の医師 1人
- (5) 内科系診療科の医師 2人
- (6) 外科系診療科の医師 2人
- (7) 薬剤部長
- (8) 看護部長
- (9) その他室長が必要と認める者

3 前項第3号から第6号まで及び第9号の委員は、病院長が指名する。

4 第2項第3号から第6号まで及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 運営会議に議長を置き、室長をもって充てる。

7 議長に事故があるとき、又は欠けたときは、副室長がその職務を代行する。

8 運営会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

9 運営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

10 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができ

る。

1 1 運営会議の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、遺伝子診療室の組織及び運営に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成26年2月1日から施行する。

2 この細則の施行後、最初に任命される第5条第2項第3号から第6号まで及び第9号に規定する委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則（平成28年医学部附属病院細則第1－6号）

この細則は、平成29年1月1日から施行する。